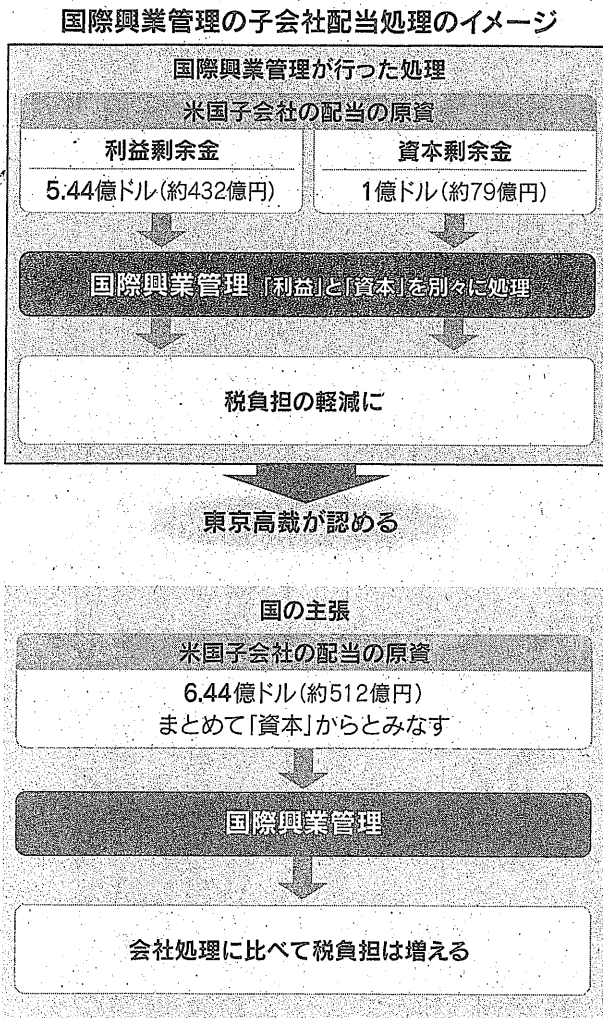


海外子会社の配当巡る税務処理

高裁、国税の処分取り消し

海外で稼ぐ子会社が、5月、処分を取り消す判
 えるなか、日本の親会社 決を出した。争点は法人
 の税務管理が難しくなっ 税の申告額を決める配当
 ている。国際興業管理(旧 配当政策などに影響する
 国際興業)が米国子会社 配当の原資を2つに分け
 から受け取った配当の税 可能性がある。
 務処理を巡り、国税当局 問題になったのは、国
 の更正処分の取り消しを 際興業管理が米国子会社
 求めた訴訟で東京高裁が から受け取った配当だ。
 (同432億円) ②資本 金の95%が所得の計算上



親会社の選択肢広がる

益金として算入しなくて
 よい額(益金不算入=非
 課税)になる。海外と日
 本で税金を払うといった
 二重課税を防ぐためだ。
 国際興業管理は利益を
 原資とした432億円に
 ついて、5%にあたる21
 億円を差し引き、410
 億円を益金不算入とし
 た。一方、「資本」を原
 資とした部分は、約12
 9億円の株式譲渡損が出
 たという処理をした。
 国税当局はこの処理に
 は誤りがあると判断し、
 14年に更正処分を行っ
 た。配当の効力発生日が
 同一で、512億円の配
 当は一体で取り扱おう
 だと主張した。これまで
 国税当局は「利益」と「資
 本」が混合する配当への
 課税はまとめて「資本」
 を原資として扱ってきた。
 朝長英樹税理士は「今
 後、高裁判決が示した方
 法と同様の取り扱いをす
 る企業も出てくるだろ
 う」と指摘している。
 (川瀬智淨)

を認める判決を下した。
 「法人税法には株主が拠
 出した資本と企業が獲得
 した利益を峻別(しゅん
 べつ)する基本原則があ
 る」と指摘。「今回の資
 本剰余金と利益剰余金を
 原資とする配当は独立し
 ている」として国税の更
 正処分を取り消した。国
 税は判決を不服として6月
 11日付で上告した。
 海外で稼ぐようになっ
 た日本企業は、期末にか
 けて子会社から親会社に
 配当などの形で資金を還
 流させている。上場企業
 の財務担当者からは「高
 裁の判決が示した税務処
 理は明確で分かりやす
 い」と評価する声がある。
 実務ではこれまで子会
 社の配当の原資を利益剰
 余金に求める例が多かっ
 余金に求める例が多かっ